

受領証

第 G214-70000630 号

LUXURY 様

東京都  
川崎市川崎区堀之内町 8-5

¥3,227-

但 平成 30 年 7 月豪雨災害義援金として

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号に規定する寄附金、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領いたしました。  
平成 30 年 10 月 26 日

日本赤十字社

社長 近衛 忠煇



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3437-7081

受領証

第 G214-70000631 号

LUXURY 様

東京都  
川崎市川崎区堀之内町 8-5

¥100,000-

但 平成 30 年 7 月豪雨災害義援金として

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号に規定する寄附金、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領いたしました。  
平成 30 年 10 月 26 日

日本赤十字社

社長 近衛 忠煇



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3  
TEL 03-3437-7081